

静岡県立病院機構の役員報酬等に係る規程の改正について(案)

1 現況

県立病院機構の常勤役員の報酬等（報酬月額及び賞与並びに退職手当）については、静岡県及び静岡県における地方独立行政法人静岡県立大学法人の制度を考慮して制度設計してきた。

しかしながら、静岡県が出資する他団体の役員報酬制度の状況や病院事業を運営する後発の地方独立行政法人の状況等を勘案すると、当機構においても役員の報酬及び退職手当の規程を改正する必要がある。

2 改正内容

(1) 常勤役員に対して支給することとしている退職手当制度を廃止する。

（現行：在職1年につき報酬月額1か月分）

(2) 理事長及び副理事長の月額報酬額を職責、他団体の水準等も踏まえ改正する。

	現・報酬月額	改正・報酬月額	備 考
理事長	743 千円 (年収 12,094 千円)	950 千円 (年収 15,464 千円)	病院長を兼務するときは、職員としての給与を支給。(現行どおり) ※改正後の報酬額は、概ね病院長と同水準。
副理事長	594 千円 (年収 9,669 千円)	620 千円 (年収 10,092 千円)	現行年収＋退職手当1年相当額(10,263千円)よりも低い水準

◎額の設定の考え方

理事長	現行の手当額は、事務職を基本とした額の設定をしているが、病院を運営する法人の理事長は医師が任命されることが通常であり、医師をベースとした額とすること。
副理事長	県の部長に適用される給与水準を基本とするが、現行の給与水準を踏まえ、抑制したものとする。

3 施行時期

- ・平成23年9月1日